

令和5年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年5月23日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和5年度第1回公聴会及び第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年5月23日（火） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和5年5月16日（火）
- 5 通知した項目
山口県瀬戸内海海区漁場計画について
- 6 出席者
(委員：13名)
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本
信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次
(県及び事務局)
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主査 吉田 剛
漁業調整取締班 主査 吉中 強
主査 土井 建一
下関水産振興局 水産課水産班 主査 金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主査 小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主査 田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 向井 秀
書記 枝廣 直樹
書記 中元 佑香
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
事務局長 方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:00 終了)

令和5年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年5月23日（火） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和5年5月16日（火）

5 通知した議題

(1) 議題

- 第1号議案 山口県瀬戸内海海区漁場計画について（諮問）
- 第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 第3号議案 伊予灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について
- 第4号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会委員の選出について
- 第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

(2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）
- イ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について
- ウ 第46回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
- エ 令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について
- オ 令和5年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について

6 出席者

（委員：13名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次
（県及び事務局）

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主査	吉田 剛
漁業調整取締班	主査	吉中 強
	主査	土井 建一

下関水産振興局	水産課水産班	主査	金近	哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	小柳	隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中	全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井	秀
		書記	枝廣	直樹
		書記	中元	佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 山口県瀬戸内海海区漁場計画について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 伊予灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について

【審議結果】

辞任した松野 利夫委員の後任として、由良 弘次委員を選出した。

第4号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会委員の選出について

【審議結果】

辞任した松野 利夫委員の後任として、由良 弘次委員を選出した。

第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ、くろまぐろ）
水産振興課からまあじ、くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更の報告を受けた。
- イ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づく TAC 魚種拡大に向けた調整状況について
水産振興課から「新たな資源管理」の内容とスケジュールについて説明を受けた。
- ウ 第46回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
令和5年3月16日開催の瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について水産振興課から報告を受けた。
- エ 令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について
令和5年2月8日開催の令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

オ 令和5年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について
河内山委員と姫島 追崎運営委員長の間で協議された姫島周辺の底びき網とたこつぼ操業調整の結果について事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 ただいまから令和5年度 第1回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、13名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この3年間、世界各地で様々な行動制限がなされるなど、我々の生活は大きく変わりましたが、ようやく今月の8日、新型コロナウイルスは5類感染症に移行され、季節性インフルエンザと同じ位置付けとなりました。

すでに観光の分野では、外国人観光客が多数押し寄せ、今年の経済効果は3年前よりも増加するとの予測もあり、以前にも増して活気あふれる日本となることが期待されます。

漁業の世界においても、水産物の需要拡大による魚価の向上など、今後、明るい話題が増えることを祈っております。

さて本日は、令和5年度、最初の委員会となりますが、ご案内しましたとおり議題が5件、報告事項が5件ございます。

委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産部 秋山理事からご挨拶を申し上げます。

秋山理事 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました農林水産部理事の秋山でございます。

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申しあげます。

委員の皆様におかれましては、平素から本県瀬戸内海の海面の総合的な利用と漁業生産力の発展に向けて、委員会指示の発動や県内・隣接県との漁業調整など、日々、御尽力を賜っておりますことに対しま

して、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

森友会長さんのご挨拶にもございましたけれども、新型コロナウイルス感染症がこの5月8日から5類感染症に移行され、長く停滞をしていた社会経済活動が再開し、本格的なウィズコロナの段階に入りました。

こうした中、県としましては、本年度は、本県の県政運営指針である「やまぐち未来維新プラン」に沿いまして、施策を本格的に進める重要な年としています。

当農林水産部といたしましても、担い手支援日本一の更なる強化や、生産性と持続性を両立した県産水産物の供給体制の強化等の施策展開をさらに進化させ、強い水産業の育成に取り組んでまいります。

どうか、委員の皆様におかれましても、強い水産業の実現に向け、格別の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様の更なる御健勝、御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

向井事務局長 続きます。退職された松野委員に代わりまして、新たに由良委員が選任されましたので、ここでご紹介させていただくとともに、由良委員から一言ご挨拶をいただければと存じます。

由良委員 柳井の由良です。よろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。大変恐縮ですが、ここで秋山理事は所要のため退席させていただきます。

続いて、今年4月の人事異動により新たに着任しました事務局職員及び行政職員を紹介させていただきます。

(向井事務局長、吉中書記、枝廣書記、中元書記、山口農水 田中主査を紹介)

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、梅田委員さんと市川委員さんをお願いします。

それでは第1号議案「山口県瀬戸内海海区漁場計画について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

それでは、資料の1ページをお開きください。

令和5年5月16日付で山口県知事より当委員会会長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課から説明をお願いします。

吉中主査

資料は、令和5年第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会資料になります。

これの2ページをお開きください。

山口県瀬戸内海海区漁場計画の概要について記載しています。

共同漁業権と区画漁業権の切替の年になっています。

その切替に向けて県が漁場計画案を作成しまして、今回漁調委へ諮問させていただいています。

これまでは漁場計画については、瀬戸内海区と日本海海区の両方に諮っていましたが、漁業法の改正により海区ごとに漁場計画を諮るという形に変わりました。

いまから説明する内容としては、現在免許をしている漁業権と変更する部分について説明をさせていただきます。

まず漁場計画の概要です。

現在、共同漁業権の免許件数は、100件免許しておりますが、今回の漁場計画については91件ということで、9件の減少となっています。

次に漁業種類別の漁場計画です。

共同漁業権については、1種共同、2種共同、3種共同という形で漁業権を免許しております。

現在、1種から3種まで合わせて134件の免許をしていますが、今回につきましては、漁場計画数が121件で、13件の減少になります。

これは、後ほど説明しますが、※印にあるように吉佐地区の複数の漁業権を統合したことにより減少したものです。

続きまして変更点等です。

まず、漁業の名称ですが、行使実態調査をしまして、一部の漁場については対象漁業を削除しております。

例えば、まてがい漁業について免許はいらないうところは、漁場計画から落としております。

次は、漁業の時期です。なまこについては、特定水産動植物になりました。

なまこ漁業については漁業の時期を周年に変更しています。

これは、なまこの採苗する場合、採苗後、稚なまこを採捕することになります。

しかしながら、現状では4月1日から10月31日の間に行えば、漁業法132条違反になります。

稚なまこを採苗できるようにするために、漁業時期を周年に変更しています。

ただ、調整規則で4月1日から10月31日までは採捕禁止というのがありますので、この期間に採捕できないのは現状と変わりません。続きまして、漁場の区域です。

さきほど、吉佐と防府の複数の漁業権を統合したと説明しました。資料は、6ページをお開きください。

共同漁業権の連絡図になります。

ピンク色の蛍光マーカーで塗ったところがあります。

ピンク色が吉佐地区の方になります。ここの漁業権を一本に統合するという事です。

黄色の部分は防府地区の方です。ここの漁業権を統合して一本にするという事です。

また、2ページに戻ってください。

統合した部分の漁場の行使については、当面、現状どおりという事です。

今後、行使規則で担保することになります。

続いて3ページの区画漁業です。

まず、免許件数です。現在の免許件数は53件です。

今回の漁場計画では49件ということで、4件減少しています。

1種区画、2種区画がありまして、1種区画が4件ほど減少しています。

次に変更点等です。

漁業の名称ですが、いままで1漁業権については、1魚種ということで、例えばのり養殖業、かき養殖業といった形で免許してきました。

近年、自然環境の変化もありますし、新たな養殖の取り組みも進んでいることから漁業現場の創意工夫に柔軟に対応するため、例えば、のり養殖であれば、藻類養殖、かき養殖であれば貝類養殖というように漁業の名称に魚種を冠せずに免許をして行く形にしております。

ただ、くろまぐろにつきましては、厳格な管理が必要ということで、くろまぐろ小割養殖業という形で免許をしてゆくこととしています。

4ページをお開きください。

次に新規漁場です。今回3つほど新規の計画があります。

仮区第222号ということで、図面は7ページです。

ここの区域では、現在魚類の養殖をされています。貝類養殖、あかがい、かきを新規に取り組みたいということで、魚類養殖と重複した形になりますが、新規に計画しております。

続いて仮区第239号ということで、図面は8ページになります。

岩国市の柱島ですが。岩国市漁協さんが、現在わかめ養殖が免許されている区画で新たにかき養殖を行う計画です。

それともう一つが仮区第247号ということで、図面は9ページになります。

県漁協東和町支店の関係です。現在、魚類の小割養殖が免許されています。

今回の切替に合わせて、貝類養殖へ変更する計画です。

それと漁場区域の変更です。図面は10ページになります。

仮区244号です。県漁協東和町支店の関係です。

現在、貝類、かき等の養殖がされていますが、区域を拡大して養殖をするということで、区域を拡大しております。

また、4ページにお戻りください。

詳細については、分厚い資料が2つ、瀬戸内海区漁場計画案ということで、公示案というのが今回の漁場計画の全てです。

全て説明すると時間がかかりますので、確認していただいたらと思います。

今回の漁場計画については、保全沿岸漁場が設定できるようになっていますが、要望がありませんでしたので、計画をしていません。

漁場計画については、漁協が地元調整をされて漁場計画要望を提出されたものをもとに計画しております。

また、海保等と公益上の支障等について調整をしたものです。

現在免許されて漁業権で漁場計画要望があったものについては、漁場計画案に入れております。

最後、5ページをご覧ください。

今後のスケジュールです。

免許申請の期間ですが、共同漁業権については、令和5年7月1日から9月30日まで、区画漁業権については、令和5年7月1日から7月31日までを免許申請の予定期間としております。

免許予定日については、共同漁業権については令和6年1月1日、区画漁業権については、令和5年9月1日を予定しています。

免許の存続期間につきましては、共同漁業権が令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間、区画漁業権が令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間となります。

ただ、第2種区画漁業権については10年免許ですので、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとなっています。

本日、ご承認いただければ、5月末までには、この漁場計画について、県のホームページで公示する予定にしております。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はごさい

ませんか。

河野委員 何年間も使用しない漁場について、漁場計画を立てているがどうなっているのか。

吉中主査 漁場計画を立てる際に、免許を受けている者に漁場の行使計画を確認しています。

確かに河野委員が言われるようなこともございます。
環境の変化とかで行使を控えている漁場もあります。

河野委員 免許したら5年間は変えられない。
実際に行使をしていないところに県は免許を出すのか。
おかしいでしょう。

吉中主査 環境が良くないので行使していないという話も聞いています。
今後状況がよくなれば行使する予定と聞いています。

河野委員 状況がよくなった段階で免許すればよい。

吉中主査 途中免許というやり方もあると思いますが、今回免許して1年ごとの資源状態、行使状況の調査をしてゆく予定です。

河野委員 全く行使していないのに免許する方がおかしいでしょう。

吉中主査 今後環境が変われば漁場を行使することもあります。

河野委員 そんなことはないと思います。
だれが考えてもそうでしょう。行使するかしないか分からないものに免許するのはおかしい。

吉中主査 漁場を行使するというので免許します。
今後、1年に1回、漁場の行使状況を調査します。

河野委員 行使もしないのに免許するのですか。

吉中主査 今後、行使するというので、免許を出すことにしています。

河野委員 その言い方からすれば、漁場を行使しようがすまいが免許を出すということですね。

- 吉中主査 漁場計画樹立要望があったものについては、基本的には漁場計画を樹立することにしてはいます。
ただ、行使していないものをそのままにしておくのは問題です。
- 河野委員 使いもしないものをそのままにしておくのは、おかしいと思います。
なんでうちの漁業者が他所の区画を借りにいかなければいけないのですか。
山ほど空いているのに。
行使しているなら理解できるが、全く行使していない。
それがおかしい。
- 吉中主査 免許後、1年ごとに行使状況の調査をします。漁場を適切かつ有効に行使していないことが判明すれば、勧告、指導等の措置をとります。
- 河野委員 だから、今、行使していないと言っているじゃないですか。
- 吉中主査 今後の5年間を見据えて操業したいという要望が出ていますので、それを踏まえて漁場計画を樹立する予定です。
免許後、行使実態を調べた中で、適切かつ有効に利用していないということであれば、指導、勧告なりを行う予定です。
- 森友会長 河野委員さんよろしいですか。
- 河野委員 良いも悪いもありません。
使いもしないものを県が免許するのがおかしい。
漁師もお金を出して、他所に漁場を借りに行かなければならない。
今後、やるかもしれないというが、やるときに免許すればよい。
実績がないところに免許するのはおかしい。
- 梅田副会長 基本的に漁場計画の樹立要望が出ている事実がある。
- 河野委員 実際に何年も操業していません。
宇部岬は、組合員がたくさんおり漁場が狭い。
それなのに使いもしないのに免許を受けるところがある。
それだから皆、やけくそになる。
漁場を遊ばせているのだから使わせればよい。
- 森友会長 漁業法改正で県も行使状況の調査をしなくならなくなった。
- 河野委員 売り上げの報告とかを1年1年出すというのならいいですよ。

ちょっとでも使用しているのなら良いが、全く何年も使用していない。

いまから先も操業する訳がない。

県も分かりそうなものだが、言われたらそのまま。

それだからいつまで経っても変わらない。

吉中主査 何回も同じことを言ってすませんが、漁業法で適切かつ有効に使われていなければ、指導、勧告をする制度になっていますので、法を踏まえた中で、免許後の実態を1年に1回は調査しますので、そういうものを踏まえた上で対応したい。

梅田副会長 地元の方がのり養殖をしたいというときに、他所の地域でということ。

河野委員 私が言うのはそういうことではありません。

うちのところもしもとかみの漁場があり、現在、人数が少なくなったため、しもだけ行使している。

他所のところは、全く行使していない。

他所が行使していなくても免許がもらえるのであれば、行使していなくても自分達も免許をもらっとけということになる。

実際に使用していないのであれば、行使したいという者に使わせればよい。

梅田副会長 使いたいのが、宇部岬の組合員ということですか。

河野委員 3, 4年前だったら、使いたいという者がたくさんいました。

現在は、4業者しかいません。

いまさら言っても手遅れですが、やり方がおかしいということです。遊んでいる海を貸してくれと言っても貸さない。権利があるといつて。

地元に遊んでいるところがあって、金出して他所まで行って操業している。どう思いますか。

だから、皆廃業してしまう。4業者しか残っていない。

手遅れ状態。

一旦、決まれば5年間固定されてしまう。

県は1年ごとにと言うが、言うだけでなにもしない。

だいたい県職員は2年もすれば、異動してしまう。

おかしいでしょう。

使いもしないところに免許することに何の意味がある。

どう考えても納得がゆかない。

やるときに免許すればよい。

今使っていないところは、100%操業しません。やる訳がありません。

ただ、便利じゃから免許を受けておこうというだけです。

吉中主査 漁場計画要望を出してもらう際にも、使用していない漁場については、実際に操業する際には途中免許という方法がありますので、要望を出さないよう指導したところでは。

それで、要望を出さなかったところもあります。どこで環境が変わるか分からないので、現在使用していなくても漁場計画を出されたところもあります。

県としては、地元でまとめられて出てきた要望に対しては、漁場計画を樹立することにしております。

ただ、免許後に行使がされないことがあるかもしれませんので、先ほどから申しますように行使実態の調査を踏まえた上で、適切な対応をとってゆきたいと思っております。

森友会長 よろしくお願ひします。
他にございませぬか。

小田委員 イの漁業の時期のところでは。
特定水産動植物制度に対応するため、なまこ漁業について漁業の時期を周年に変更というところでは。

なまこの操業時期について、瀬戸内海で統一してくれとの意見を出しています。

底びきとの関係もありますので、4月19日までにしてくれとの要望も出しました。

その時には、変更するには根拠が必要だから変えられないということでした。

こういう形で変えられるのなら問題ないじゃないですか。

吉中主査 これはですね。出荷サイズのなまこを4月以降も獲れるようにするというものではありません。

なまこの採苗をしたときに、稚なまこを獲ることになりますが、それを4月以降も可能とするための措置です。

今の状況であれば、稚なまこの採捕ができない状況であるのでそれをできるようにしたものです。

4月以降、なまこを獲れるようにしたものではありません。

2年前でしたか、なまこの産卵時期が遅れているから産卵時期までは獲らせて欲しいとの要望が上がってきているのは承知してござい

す。

現在、県で調査している最中ですので、その結果を踏まえて採捕時期等については、検討してまいりたいと思います。

産卵時期が変わらなければ、4月1日以降獲るということになると漁獲圧や資源保護の面からの検討が必要となります。

製品として獲るのは、いろいろ検討する部分があると思います。

河野委員 この書き方が悪いのですよ。

小田委員 4月19日まで獲らせて欲しいとか瀬戸内海で統一して欲しいという要望は何回も出しています。

2年前どころじゃない。にもかかわらず、国が認めないということだったが、国に出す資料を勝手に変えている。

ここに種苗のためだけと書いていない。これやったら周年操業できる。

この前の会議のときに、まきえ釣りのことも含め、調整規則は変えられるということだった。

変えられるということでしょう。

吉中主査 ここの漁業の時期の記載がまずかったですね。
誤解を招くような書き方をして、申し訳ございません。

河野委員 すぐうちの支店が電話したでしょう。
このままの文書だったら、誰が見ても1年中なまこが獲れるということになります。

吉中主査 書き方が悪かった部分は、申し訳ございません。
要は、今回周年にするというのは、なまこの採苗とかで稚なまこをとれるようにするということです。

河野委員 そこをちゃんと書いときなさい。
ただし、何時何時はよいと書いておけばよい。
この記載であれば、1年中操業できるという感じになる。

小田委員 漁期は、周年であるけれども、獲れる時期は調整規則で定めると書いておけばよい。

吉中主査 たしかに小田委員が言われるとおり、調整規則の中では、引き続き4月1日から10月31日までは採捕禁止です。
ここにこのことを文字としてちゃんと記載しておけば良かったで

す。

調整規則上、4月から10月は獲れない形になっていきますので、製品として獲るということであれば、いままでどおり11月1日から3月末までということになります。

すいません、説明不足で申し訳ございません。

小田委員

それもできるのじゃないのかと聞いています。

今、県で調整していると言われるが、たった2年ではありません。

今の法律が変わる時にも言っている。

水産庁にも話をしてもらっている。だけど、法改正等でバタバタしているの今回だけは、大目にみてくれということだった。

この前、全国会議のときにまきえ釣りのことを言った。水産庁は、地元調整をとり調整規則を変えることは可能との回答をしました。

大分県、愛媛県とみな違う。山口県だけデータを揃えないと変えられないというのはおかしい話です。

普通に考えれば、20日間延長するかわりに1カ月短縮するとか、できる話でしょう。

そのあたりをちゃんとやってくれなければ、賛成しません。

森友会長

吉中さん、調査しているのでしょうか。

そのデータはないのですか。

それをもとに、産卵時期がずれているならずれているで、議論すればよい。

吉中主査

内海研究部が、なまこの産卵期間がいまどうなっているか調査しています。

その結果は、周年通してみないと分からないので、いますぐ結果がどうだということはいえません。

調査結果を踏まえた中で、今後、なまこの採捕期間をどういうふうにしてゆくかということを検討して行くつもりです。

いますぐ、ここで採捕期間を伸ばすとかの議論はできません。

調査の結果を踏まえた中で、検討させていただいたらと思います。

森友会長

書き方が問題。これでは、迷います。

河野委員

これだったら、周年獲れると思われる。

田中委員

4月以降、なまこを誰が獲るのですか。

なんのために獲るのですか。

- 河野委員 県が言うのは、小さいのを調査のために獲るということです。
- 田中委員 調査して何か良いことがありますか。
- 河野委員 書き方をちゃんとしないと皆誤解するという事です。
普通の者は、4月以降獲るものはいません。
- 森友会長 これ書き方がおかしいです。
どうにかできるのじゃないですか。
- 河野委員 このままだと勘違いします。
- 吉中主査 書き方については、訂正をして、またお配りしたいと思います。
書き方がまずかったことは、お詫びしたいと思います。
- 田中委員 調査のための捕獲なら分かります。
それを周年と書いたらだれでも誤解します。
- 吉中主査 言葉足らずの点がありましたので、文書については、差し替えた形でやりたいと思います。
- 田中委員 はもの産卵が早くなっています。
この間、底びきで出漁し、はもを獲りました。
5月20日過ぎですが、はもが既に子を持っていました。
例年なら6月にならないと子はおりません。
それが腹に子を持っていました。初めて見ました。
それも1匹ではありません。何匹もいました。
温暖化の影響で産卵期が早まっているのではないですか。
分からんなら漁業者に聞いた方が一番手っ取り早い。
驚きました。子を持っていることに。
普通は6月にならないと子は持ちません。それが、5月5日か6日に出漁したときに10匹の中で6匹が子を持っていました。
こんなことは、いままであったことはありません。
他の魚もそうだが、なまこも例外ではない。
- 澁谷課長 今、ご議論いただきましたけれども、一つ目は誤解を招く表記。
先ほど説明しましたように、事務局で正しい表現に訂正しまして、
また、委員の皆様にお配りしてご確認いただけたらと思います。
大変申し訳ございません。
それから小田委員からご発言のありました何年も前から要望してき

た4月以降もなまこが獲れるようにできるのじゃないかということについては、田中委員からのご発言もありましたが、本当に産卵期がどうなのかという点について水研センターで調査をしています

そのあたりを生物学的、科学的にしっかり把握した上で、委員の皆様にも報告して、今後どうするのかを検討してまいりたいと思います。

ご理解をいただけたらと思います。

小田委員 なまこの操業時期は、うちのことだけでなく瀬戸内海全体のことを考えて言っています。

調査するのであれば、その調査をもとに瀬戸内海全部で統一にするぐらいのつもりでやっていただきたい。

澁谷課長 調査は、今ありましたように瀬戸内海全体です。

田中委員 調査をするのであれば、なまこをキンコに加工する業者がいるでしょう。

加工業者は、なまこの腹を裂いて加工しています。

キンコが何時頃出て、何時頃まであるか聞き取りをすればよい。

少し調査しただけではわかりません。

加工業者に聞いたらすぐわかると思います。

澁谷課長 調査については、今のご意見も踏まえまして実施したいと思います。

基本的には漁業者の漁獲物で調査をしております。

今のご意見も参考に調査したいと思います。

森友会長 他にございませんか。

梅田副会長 藻類とか貝類とかになっていますが、いままでは魚種ごとになっていました。

例えば、わかめ養殖で試験養殖の免許を受けるとしますと、後はのり養殖などそこで操業してよいということですよ。

吉中主査 そういう形になります。

わかめ養殖をやっている、のりがよさそうだからということであれば、藻類養殖といった形で免許しているので、操業できるということです。

行使規則でいろいろ定める必要はあると思います。

梅田副会長 試験養殖制度がなんなのかということです。

例えば、そこで経営が成り立つかを試験する制度でした。

ところが、そこでのりを養殖しようが、わかめを養殖しようが良いということであれば、試験養殖なんかいらないということになります。

何もデータがないのですよ。白地だとしてね。

わかめは育つからいいじゃないかと、ところがのりやひじきなど、なんでも養殖してよいということになったら、育つのかもわからないし、経営上成り立つかもわからない中で養殖がやれるということになります。

そうすると試験養殖なんかいらないということになりますね。

ひとつだけモデルでやったら、後は何でも養殖してよいですよというところが納得できない。

そんなことはどうでも良いからやりたいところはやらせればよいということであれば別だが。

いままで、育つというだけではなく採算性があるのか、本当にやる人がいるのか等を審査して免許していた。

今度は、何の審査もせずに操業してくださいという趣旨に見える。

それで、よいのかという点が疑問。

それと、水温が高くなってきているため南方系の種を養殖しようとする者が出てくる可能性があります。

そういう種も免許を取っていればいくらでも操業できるということですよ。

現状であれば、山口県に棲息していない種を養殖しようとするれば、生態系を崩すから免許しないという措置がとれるが、今後はできなくなる。

そういう点はどうかということを知りたい。

澁谷課長

今、梅田副会長がご指摘の点ですが、いままでは魚種で縛っていたが今後は藻類となる。

国は漁業生産量を上げるためには、養殖業の成長産業化を図って行かなければならないとしています。

基本的には、いままで操業してきたのりならのり、わかめならわかめについて、この地域で成り立つかどうか試験養殖で採算性を確認してやって行くという考えはいままでと同じです。

藻類でくくったからなんでもかんでも好きにやれということではありません。

基本は、その種類でその地区で経営が成り立つかどうか、そのために試験養殖制度を使う。

北方系、南方系という話がありましたが、その種類が環境に適するかどうか、いままでも試験養殖をしてきました。

考え方は大きくは変わっていません。

梅田副会長 免許していないところはそうですが、一旦免許したところで試験養殖をしなければいけないということであれば、いままでと変わりがないことになる。

吉中主査 今までは、試験養殖してよければ途中免許する必要がありましたが、今後は、藻類養殖を受けた中で試験養殖をして、よければ免許の手続きが必要なく着業できるということになります。

自然環境、社会環境の変化に柔軟に対応して行けるということになります。

梅田副会長 経営が成り立つかどうかは、県として従来どおり審査する。

ただし、漁業権の免許については、公示とかで面倒くさく1年くらいかかるので、そういうのを省くためにやるだけで、従来どおり試験養殖制度はあるということですね。

それをちゃんと書いておかなければいけない。

一旦免許を受けたら何でもできると皆思っています。

吉中主査 梅田副会長が言われるように試験養殖制度は引き続きやって行く中で、実際に生育するのか判断をした上でいけるということであれば、藻類養殖で免許しているところで本養殖に移行して行くという考えです。

梅田副会長 それと、くどいけれども南方系のものを養殖するときに、試験養殖を認めるとか認めないとかいうのはどういう基準でやるのですか。

生態系が崩れる恐れがあります。影響を調べることはできますか。

いまから南方系の海藻を養殖するというのが出てきますよ。

なんか対応を考えておく必要があります。

澁谷課長 今、方針はありませんが、南方系、北方系というのが在来種を駆逐するようなものであれば、国立研究開発法人等に照会しつつ、本県に有益な藻類養殖ができよう指導、助言して行きたい。

梅田副会長 このような方針は、組合員に説明していますか。

吉中主査 県内の漁協には、漁業権の切替方針とかを説明しております。

漁協から実際に操業される組合員さんとかには、周知されると思います。

森友会長 よろしいでしょうか。

ちょっと時間もかかっていますので、知事からの諮問に対して特に

異議はない旨回答することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続きまして、第2号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 資料の11ページをお開きください。

令和5年5月11日付で山口県知事から当委員長あてに諮問がされています。

内容については、水産振興課から説明します。

吉田主査 それでは、2号議案について説明します。

昨年度から資源管理を担当している吉田と申します。

特定水産資源のさば類の令和5管理年度の知事管理可能量についてということで、11ページから説明します。

ご承知のとおり、特定水産資源というのは、国が科学的根拠に基づいて1年ごとに獲ってよい漁獲量を決めてそれに基づいて管理してゆくものです。

現行では、くろまぐろとかまあじとかを含めて、8魚種ほどございます。

魚種ごとに管理する期間が異なっていますが、さば類については、7月1日からです。

令和5年度の知事管理数量が、国から配分されたところですが、

配分された知事管理数量については、県の中で漁業種類ごとに配分することになっています。

配分にあたり、関係の漁業調整委員会に諮問しなければいけませんので、その点と併せてもう1点について資料に基づいてお諮りするものです。

資料の13ページをお開きください。

令和5管理年度の山口県知事への管理数量の配分については、1,700トンほど配分されています。

県の中の配分基準については、県の資源管理方針に基づいて配分することになっています。

主に日本海側の中型まき網がさば類を漁獲しておりますので、それに8割、それ以外について現行水準という配分案です。

瀬戸内海側については、その他の漁業の現行水準に包含されていま

すので、この度お諮りするものです。

この県内の配分案についてお諮りしたいのが一点。

2 点目としましては、漁場の形成状況によりまして、この 1, 700 トンから場合によっては、追加で関係県、水産庁から枠をいただくことがあります。

その場合も調整委員会に諮問する必要がありますが、そのために時間をかけると、さばが移動したりして現場の漁業者に不利益が生じますので、追加の配分については、事後報告する付帯決議を了解していただきたい。

以上の2点について了解をいただきたいということです。

水産振興課からの説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

ございませんでしょうか。

ご意見がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

それでは、次に第3号議案「伊予灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について」と、第4号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会委員の選出について」は関連していますので、一括して審議したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 資料の29ページをお開きください。

第3号議案 伊予灘連合海区漁業調整委員会委員の選出についてですが、松野委員の辞職に伴いまして、現在、本県委員が1名空白となっていますので、新たに委員を選出していただく必要があるものです。

今期、第22期については、松野委員、森友委員、河内山委員、山田委員の4名が委員に選出されておりましたが、松野委員の辞職に伴いまして1名空白になっています。

資料の下の方には、参考として伊予灘連調委の概要を記載しております。

平成13年に設立されておまして、目的は山口県瀬戸内海、愛媛及び大分の海区内における漁業に関する事項を処理することとされています。

主たる協議事項としましては、「伊予灘における漁業に関する協定」

に係る事項でございまして、平成20年に協定が発効し、連調委において精力的な調整が行われた結果、一定の漁業秩序が確立されつつあります。

近年は、小底の休漁期間の整合について協議されています。

委員の構成は、山口県瀬戸内海海区、愛媛海区、大分海区から選出された各4名の委員、計12名で組織されています。

会長海区は2年交代で、本年と来年度については本県が会長海区になっています。

続きまして資料の30ページをお開きください。

第4号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の選出についてです。

こちらにも松野委員の辞職に伴いまして委員が1名空白になっていますので、新たに委員を選出する必要があります。

表にありますとおり、松浦委員、松野委員、小田委員、内藤委員、山田委員の5名が選出されておりますけれども松野委員の辞職に伴い1名空白となっています。

参考としまして、連調委の概要を載せています。

昭和35年に設立されていまして、目的としては、山口県瀬戸内海海区と広島海区内における漁業調整上必要な事項について処理することとされています。

主たる協議事項としましては、広島県からのほえ縄漁業の入漁についてで、本県から広島県漁船の違反の是正を求める程度で、最近は円満な協議が続いております。

委員の構成は、両海区から選出されました各5名、計10名の委員で組織されております。

会長海区は2年交代で、今年度と来年度は広島海区が会長海区となります。

資料の31ページには、全ての連調委の総括表を載せています。

説明は以上です。

森友会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これまでの協議状況等も踏まえて、事務局から委員選任の案がありましたら、説明してください。

枝廣書記

事務局としては、松野委員に代わって選出されました由良委員に務めていただけたらと考えています。

森友会長

事務局案の説明がありましたが、委員の皆様方からご意見はありませんか。

森友会長 それでは、第3号議案、第4号議案ともに由良委員に決定します。
由良委員、よろしく申し上げます。

由良委員 はい。

森友会長 続きまして、第5号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 資料の32ページをお開きください。
令和5年5月16日付で山口県知事から当委員会会長あてに諮問が
されています。
内容については、水産振興課から説明します。

土井主査 水産振興課の土井です。
資料の32ページにありますように新規許可の際には、漁業法に基づき山口県漁業調整規則に掲げている制限措置を定めて、当該制限措置の内容と申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。
制限措置等について33ページに記載していますので、説明させていただきます。
今回、あなごかご、建網について新規許可要望がありました。
まず、整理番号1番のあなごかごですが、許可の数は1、船舶の総トン数については、5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域は山口県内海、ただし、別記1、別記2、別記3、別記4及び別記5以外の共同漁業権設定区域を除くです。
別記については、34ページから37ページに記載しています。
操業区域の参考図は、39ページに記載しています。
33ページに戻っていただき、操業時期については周年、漁業を営む者の資格は、山口県熊毛郡及び平生町に漁業根拠地を有する者です。
調整規則第14条第1項第1号の継続許可であること、同条同項第4号の承継が可能であるということになります。
続きまして整理番号2番の建網です。
許可隻数は2隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域は別記6ということで38ページに記載しております、操業区域参考図は40ページに載せています。
操業区域は、長府沖一文字の漁業権消滅区域です。
33ページに戻っていただいて、漁業時期は周年、漁業を営む者の資格としては、山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者としてい

ます。

調整規則第14条第1項第1号の継続許可であること、同条同項第4号の承継が可能であるということになります。

2の許可又は起業の認可を申請すべき期間としては、令和5年5月24日から6月23日までの1カ月間としています。

3の許可の有効期間ですが、整理番号の有効期間の末尾は、既存同許可の末日と同日とします。

整理番号2の建網の許可の有効期間の末尾は、近隣地区、長府、才川における同許可の有効期間の末尾と同日とします。

以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

ございませんでしょうか。

田中委員 あなごかごの目合いは定められていないのですか。

土井主査 許可の条件で定められています。

田中委員 どれくらいですか。

土井主査 いまちょっと分かりません。

田中委員 うちのところで十何年前から操業し始めました。

その頃はあなごがたくさんいました。

小さいものを獲ったから少なくなりました。今は1日で10匹獲ればよい方です。

それぐらい絶滅危惧種になってしまいました。

これからは、これ以下の目合いはダメということを決めて操業しないとダメです。

河野委員 うちのところも小さいのは皆逃がしたけれども、あなごがおりません。

はもに皆たべられる。今は、まぼろし。

田中委員 うちのところは逃がさない。

かごを100位入れて5本も獲ればよい方です。

河野委員 餌代が合いませんので今は操業しません。

田中委員 うちのところは、獲れなくても2隻まだ操業しています。
最初から目を粗くして獲っておけば良かったと思います。

森友会長 他にございませんか。
ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第5号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

 本日の議案は以上となります。

 続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査 水産振興課 吉田から説明します。
付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について説明します。
先ほど説明しましたとおり特定水産資源については、漁獲量の上限を決めて管理することになります。

 まあじ、くろまぐろについてもTAC魚種に指定されているところで

 す。
 まあじについては、毎年1月1日から12月31日まで、くろまぐろについては、毎年4月1日から翌年の3月31日までが管理年度になっています。

 当初の配分については、委員会に諮り了承をいただいています。

 この度は、追加の配分があり既に処理させていただきました。その内容について事後報告するものです。

 資料の42ページをお開きください。

 まあじについては、当初2,800トンが配分されておりましたが、この度関係者間合意により国留保分の500トンが配分されてきました。

 県全体で3,300トン、資源管理指針に基づき中まきに80%、その他については、その残りということで現行水準ということになっていますので、その考え方に基づいて配分したところです。

 くろまぐろについては、4月1日に管理年度が始まりまして、小型魚については、97.3トン、大型魚については、25.9トンほどございました。

 例年、全国のくろまぐろの漁獲量を集計して、整理して余った分を翌管理年度に繰り越す制度があります。

 それを水産庁で機械的に配分するのが例年5月頃にある訳ですが、

それが例年どおり配分されました。

小型魚については、97.3トンに25.1トン追加されて、定置網、承認制の釣りに当初の考え方に基づいて案分して配分。

くろまぐろの大型魚については、4.1トンほど追加されたということで、事後報告させていただきます。

森友会長 ただ今説明がありました、どなたかご質問はありませんか。ごさいませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 それでは、続いて報告事項イ「新たな資源管理の推進に向けたロードマップに基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査 引き続き水産振興課の吉田から説明します。

資料は大きな縦のA3の資料とA4横の「水産庁による新たな資源管理について」という資料、A3横の資料に基づき説明します。

初めにA3縦の資料をご覧ください。

新たな資源管理の推進に向けたロードマップということで、皆さんの中にはご存じの方もいらっしゃるかと思います。

水産庁は、資源管理を大きく変えるという取り組みをしています。

理由としましては、漁業者の数の減少、高齢化に加えて若い漁業者も少なくなってきた上、漁獲量も減少してきた。

水産業を成長産業化しなければいけないということで、平成30年の6月に水産政策の改革というものをぶち上げて、色々取り組んでいる政策のひとつです。

この新たな資源管理の推進に向けたロードマップは、水産庁が公表しているものを記載しております。

令和2年度から令和5年度までの4管理年度の間に色々な取り組みを行うスケジュールとなっています。

令和5年度がスケジュールの最終年度となっています。今年度、色々な取り組みが加速されることが予想されます。

まず、どのような取り組みがされているかという現状報告、その進捗状況について簡単に説明します。

A4横の「水産庁による新たな資源管理について」という資料に基づき新たな資源管理の内容とその進捗状況について説明します。

1ページをお開きください。

なぜそのような取り組みがされているかは、現状漁獲量が減少、漁業就業者数も減少し、何とかしなければいけないということで、漁業

者の所得向上と若者の漁業への着業促進を図るため、魚と漁業者の収入を増やす。

そのためには、いままでの資源管理手法を変えなければいけないということが、端緒になっています。

じゃどういった内容になるのかですが、3ページをお開きください。ポイントの一つとしては、獲る方法を変える。

従前は、漁業の規制としましては、先ほど説明したくろまぐろやまあじとか、そういったTAC魚種以外については、禁漁期の設定、卵を産む時期は獲らないようにしようとか、漁具の規制、小さいものを獲るよりは、大きいものを獲った方が値が良いので、小さいものを獲らないようにしようなど、獲る方法の規制を中心にしていた訳ですが、それに加えて獲る量の規制、先ほど説明しましたくろまぐろとまあじとかに加えて沿岸漁業に関連の深い魚種もどんどん漁獲量の規制を加えて行けば、魚が増えて行くとの考えの下、漁獲量規制の対象とする魚の種類を増やして行くということです。

具体的にどういった内容かですが、基本的には水産庁が調査をし、その結果に基づき計算をして年度ごと魚種ごとに獲ってよい量を計算して、関係者に枠を配分するもので、そういった魚種がどんどん増えて行くということです。

基本的な考え方は、4ページにあるように、魚は一生のうち、卵、稚魚、成魚のサイクルを繰り返している訳です。

その親の量をコントロールして資源管理を行う魚の種類を増やして行くということです。

5ページをお開きください。

基本的に人でコントロールできる量、魚は、成長したり、産卵したりして資源量が増えますが、減る要因としては、他の魚に食べられたり自然死亡等がございますが、そのうち人でコントロールできるのは、漁獲ということなので、親の数を一定量残すために漁獲量を制限して資源量を安定させる魚種が増えて行くということです。

どのような魚種を対象にするかですが、6ページをご覧ください。

現状、全国の漁獲量6割を目指して規制している魚種は、さば、まあじ、まいわし、さんま、くろまぐろなどがございますけれども、それに加えて、破線でくくったものを今後TAC魚種として、漁獲量を規制して資源管理を行う魚種として追加する予定です。

本県に関りが深いものとしては、かたくちいわし、ぶり、さわら、まだい、ひらめ、とらふぐ等々ございます。

こういった魚種をTAC魚種に加えて、国は資源管理を進めて行くこととしています。

7ページをお開きください。

先ほどから説明していますとおりTAC魚種になりますと、国が調

査結果に基づいて計算し、全国で獲ってよい漁獲量を決めます。

それを各県に配分する訳ですが、基本的には過去の漁獲実績に基づいて配分することになります。

配分枠の管理の仕方としては、漁獲量の多い関係者と少ない関係者のグループ分けをしまして、漁獲量の多いところは数量明示、少ないところは、現行水準といった形で区分します。

いずれにしても数量で管理するのには変わりはありませんが、数量明示の方は、漁獲量が多いところですので、数量を超えた場合は影響が大きいということで、違反した場合は、ただちに漁業法違反になって厳格な措置ということになります。

お配りしたA3横の資料をご覧ください。

新たに追加されるTAC魚種については、棲んでいる海域ごと、魚種ごとに区分されています。

かたくちいわしは、日本海側と瀬戸内海側、さわらについても日本海側と瀬戸内海側といった形で棲んでいる海域、魚種ごとに管理することになっています。

このA3横の資料には、TAC魚種の対象となる予定の魚種のうち本県に関りの深い魚種のみ記載しています。

太い文字で示しているとらふぐとさわらについては、関係県の中でも漁獲量が多いということで数量明示の対象、厳格に数量を管理して行くものになることが予想されます。

その他の魚種も今後の漁獲量の推移により厳格な数量管理の対象になることもあります。

今、全国的に市場のデータを電算化して集計するようにしています。

いままで農林水産統計をもとにしていましたが、今後は市場の生のデータを吸い上げて関係県の漁獲割当をすることになると思われますので、その状況の推移により現行水準が数量明示になることもあり得ます。

それでは、A4横の資料に戻ってください。

8ページです。どういう形で進んでゆくかということです。

令和5年度をスケジュールの最終年度として進めているところです。

進め方としましては、第1段階から第3段階まであります。

まず第1段階として、人間でいえば健康診断です。今、魚の資源状態がどうなっているのかを先ず国がしっかり調査して関係者に公表し、対応策も示す。

第2段階としましては、関係県が推薦した漁業者と有識者の方で議論して魚種ごとに問題点を整理する。

第3段階としまして、ステークホルダー会合と言いまして、だれでも参加できる会議を開き、議論の過程を経て正式にTAC魚種に指定

されるということになります。

新たなロードマップをもう一度ご覧になって欲しいですが、その下の方、水産庁はこういった大きな変革を進めて行く上で、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。やるからには、水産庁は漁業者の理解を進めた上で進めると当初は言っていましたが、令和5年2月に、A4横の資料9ページをお開きください。TAC管理のステップアップということで、スケジュール感を持ってそれぞれの魚種をTAC魚種に指定したい。数量管理する魚種に指定したい。

具体的にはロードマップの下にあります漁業者の理解と協力を得た上で進めるとしてあります。

数量管理する上で、数量の配分方法をどうするのかとか、資源の状況が悪かった場合、漁業者の漁獲量を削減しなければいけないということになりますが、削減した場合のセーフティネットをどうするかとかの議論を踏まえてTAC魚種に指定するのが基本です。

しかしながら、ステップアップというのは先ず数量管理する魚種に指定した後にいろいろな議論をしますというふうに今年の2月に説明の基調が変わってきています。

県としては、そもそも関係漁業者の理解と協力を得た上で進めるといふものに馴染まない形と思っていますので、第3段階のステークホルダー会合に当たっては、こういう形はまかりならんとしっかり意見をして行きたいと思えます。

すいません説明が長くなりました。

最後にまとめですが、今後、水産庁が資源管理の推進ということで、漁獲量を規制する魚種が増えるということです。

2点目としまして、各県に割り当てられる漁獲割当量については、実績に基づいて配分されるということですので、県としては、関係漁業者の漁獲量をしっかりと把握して国に報告して行きたいと思えます。

最後に先ほど説明したとおり、TAC指定、数量管理に当たっては、色々な課題があると思えますので、県としては、ステークホルダー会合等でしっかりと水産庁に意見を述べて行きたいと思えます。

説明が長くなりましたが、新たな資源管理の推進ということで、今、水産庁が進めている内容と進捗状況について報告させていただきました。

説明は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか

田中委員 魚を数量決めて獲ろうという話をされているが、それでなくとも今やっと生活している状態。

それを、魚を少なく獲って、水揚げは高くするというのはどのような

魔法を使ったらそうなるのですか。

どうしたら水揚高が高くなるのですか。

魚は少なくなって、段々魚の値段が高くなるというなら別だが。

漁業者を痛めるだけ。

水産庁が、漁獲が減った分について、生活費を出すというなら別だが。

ただ、言うだけで漁業者は生活できるのか。

若い者が、それで子供を育てて生活できるのか。どう考えても無理。

吉田主査 そういった議論について、魚種ごとの水産庁の説明会で意見が出ているところです。

県としても田中委員がおっしゃるのと同様な考えですので、まず、数量管理するにあたっては、まずセーフティネット、削減する場合はどういった補償があるのかとかをしっかりと整備しないとこの議論は進まないよ、ロードマップに書いてあるとおりの漁業者の理解と協力を得て進めて行くというのは、まさにそういうことだと思っていますので、その点について県としてもしっかりと意見を言ってゆきたいと思っています。

田中委員 何年か前だった。きれいな海にするということでその挙句がプランクトンが少なくなり小魚も獲れないようになった。

国はそういった失敗をひとつも言わずにその責任は漁業者が被った。魚がおらんようになった。

その責任をひとつも取らずに、今になって漁獲を制限して水揚を高くするというが、どうして高くするのか。

みんな漁師の痛みです。

水産庁が金を出すというなら別ですが。

昔、私が若い頃、20歳の頃は、うちのところは5漁協で600人くらい漁師がいました。

今、100人いない。魚を獲る量も激減している。

それをさらに獲らせないようにするという。机の上で考える者は良いが、それをまともに受ける漁業者はどうなるのか。

死ねというのか。

貴方たちは、給料をもらっているからよい。

現場の人が食えんようになっているのに、その上温暖化で毎日シケになっている。漁ができんようになっている。

河野委員 この人達が決めたのではない。

あんた等は給料もらっているからいいとは言ってはいけん。

県が決めたものではない、国が決めたことを説明しているだけ。

田中委員 言わないと分からない。

河野委員 言わないでも分かっている。

田中委員 分かっという私らが痛みを受けている。
これじゃ弱る。

河野委員 弱ると言ってもどうにもなりません。
決められたことをここで言っているだけ。

田中委員 貴方が言われることは分かる。
だけど、どうにかせんとだめでしょう。

梅田副会長 このまま何もしないでいるとさらに資源も減少するし、ここらでという思いも持っていないといけない。
このままで良いとは誰も思っていない。
だから数量管理ぐらいしながらやって行けば、次に繋がると思わないといけない。

田中委員 まあならんでしょうね。

梅田副会長 だから調査する訳ですよ。調査するとき市場でしかデータがとれない。
果たして市場に上がっているのが実際の漁獲量の何%かという話です。
市場外流通は5割くらいあると思います。
水産庁もデータをとるところがないから市場の報告しかない。
全量が市場を経由していればよいが、まあ、5割ですよ。
市場を通っていないのが多い。その数量というのをどう考えているのかという問題がある。
このままだと減る一方ですというのはある。

田中委員 魚を獲らずにいれば、子を産んで増えるという一つの考え方だけで組み立てている。
餌になるものがなければ、魚は育たない。
それをどう考えているのかが分からない。
国は資源を増やす方法を漁業者に一回も聞いたことがない。
ただ、シロウトが話をして決めているだけ。
少しは現場の声を聞いて考えて欲しい。

- 山田委員 それとまぐろはみなさんご存じのようにかなり逃がしている。
いわしはまぐろよりさらに弱いから、基本的な数字を把握する必要がある。
梅田さんが言ったようなことをきちんとやってもらう必要がある。
新しくその漁がしたいという人が入ってきても枠がないから中々参入できなくなる。
そのあたりも考えて欲しい。
例えば、まだいは放流している。放流している県としていない県を同等とするのか。
問題点をきちんと整理する必要があります。
この1，2年のうちには決まるでしょう。
その前にきちんと問題点を出す必要がある。
- 森友会長 1，2年ではない。国はすぐにやろうとしている。
- 小田委員 国は、今年度中に決めると思う。
- 森友会長 瀬戸内海のひらめとまだいはスケジュールの第2段階まで行っている。
かたくちいわしは第2段階に行っていて、この5月30日に会議があります。
前にも話したとおり、漁業者に出席してもらうようにしていますか。
- 吉田主査 5月30日のかたくちいわし瀬戸内海系群の検討会のために、主だった漁業者と面談をして意見を聴取しているところです。
先週には内海東部の2か所、明日は浮島ですね、直接説明させていただいています。
- 森友会長 安下庄には行っていますか。
- 吉田主査 安下庄は先週行っています。
- 森友会長 枠が決まればそれ以上は取れない。
追加配分があるかもしれないが。
追加配分を受けても繰越ができない制度になっている。
例は長崎であった。
大量に獲れたときにどうするのかということです。
値段が良かったら逃がしませんよ。
獲るものがないから。

ひらめも底びきの主だった魚種。まだいも瀬戸内海では結構獲れる。
さわらもとらふぐも日本海だけではない。
さわらは、瀬戸内海全域で漁獲している。TACを決められて、ど
っかで大量に獲ったらみんなが獲れなくなる。
漁獲共済があるからいいじゃないかと水産庁は言っている。
内海側は漁獲共済に入っていない者が多い。
強く言ってもらおうよう県にお願いします。
全漁連の総合政策会議に資源管理部長が出るようになっていま
すので、それをちょっと聞こうと思っています。
これは本当によいものではない。
国際協定だから仕方ないと言われるが、毎年2、3億円のくろま
ぐるを逃がしている。
それが、6年も続いている。
今年が第8管理年度になる。あれだけのものを逃がしているが、
売っていけば莫大な利益が出ている。
今、漁師は儲かりません。だから漁師は少なくなる。
単純なことです。
魚が獲れないときはどうなるのか、どのような補償があるのかも
議論せずにやっている。
その議論が必要です。
関係する漁業者の理解と協力を得て進めると書いてある。会議に
出てこのことを言って欲しい。
これを現業者が言うのが一番こたえると思う。
ぜひ、お願いします。県に頼まなければ進め方が分からないで
しょう。現業者に会議に出てもらうことが必要。
水産庁が一番弱い。

梅田副会長

瀬戸内海は市場がない。特に内海東部はそう。
例えば、歩金で私はなんぼ獲ってなんぼ払うとちゃんとやって水揚
がいくらと数量が出てくるところは良い。
水産庁がやるのは水揚統計の3年分の平均とかでやる。実態が合っ
ているかということです。
半分把握できてない数字があれば、それだけ減るということでは
しょう。
外海は市場があるからある程度数字の把握は可能だが、瀬戸内海は
数字の把握が難しい。
例えばまだいも市場を経由せずに出している方が多いかもしれな
い。
それならそれは、0です。それを平均されてからTACを決められ
たら困る。

意見を述べるための資料を持つ必要がある。

今の統計の例えば1.3倍あるとか、それをつかもうとしてもつかめないとか、国に言って配分を多く受けるとか、そういうことも考える必要がある。

河野委員 国は証拠がなければだめという。

小田委員 まだいの会議に出ました。

そのあたりを一番よく言いました。

農林統計は役に立たないし、山口県の内海に市場はないから広島、岡山、福岡の市場に出ている分を全て把握してやってくれとお願いした。

それでここに、主要な市場を調べると出ています。

それで、今、一番にやらなければいけないのは、東和町はほとんどが岩国や広島に出している。まながつおであれば北九州。県がこれらのものを的確に把握することが一番必要なことです。その数字を上げて配分を受ける。

それとちょっと気になるのがなまことあわびは、どういうふうなことになるのか。

特定水産動植物に決まり、去年から管理がスタートしましたよね。

これに対して、国はどのような考え方をしているのか。

吉田主査 数量管理の魚種については、A3横の6ページにあります魚種が候補です。

なまことあわびについては、現時点では、数量管理の対象にしないということです。

小田委員 対象ではないのですか。

吉田主査 数量管理をして資源管理をする対象種には現時点では含まれていません。

澁谷課長 あわび、なまこは対象になっていません。

国は日本全体の8割以上の漁獲が把握できる魚種について、数量管理をしてゆくこととしています。

地方魚種については、TACの対象には入らないということになります。

小田委員 なまこ、あわびは特定水産動植物に指定されましたが、TAC魚種になることはないのですね。

澁谷課長

現時点ではありません。

これが10年後、20年後となるとわかりません。

国は令和5年度中にぶりとかさわらとかの魚種を資源評価してTAC対象種に持って行きたいとの考えを持っています。

ただ、県は、資源管理は重要だと考えていますが、その進め方がおかしいと考えている。

市場外の数量把握等の問題は、県の方も認識しておりますので、いろんな会議の場で県として意見を申しますし、漁業者の方にも出ていただいて、今後ステークホルダー会議の情報提供もするので、意見を言っていたらと思います。

森友会長

よろしいですか。

続いて、報告事項ウ「第46回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査

引き続き吉田から説明します。

瀬戸内海広調委に梅田副会長と出席しました。

内容としましては、2点ございます。一つは太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示、具体的には小型魚は採捕禁止、大型魚については、1人1日あたり1尾に制限。

ただし、遊漁で獲ってよい枠を超えた場合は、全面的に採捕禁止ということです。

そういった内容の委員会指示でございまして、例年どおりの案でございまして、水産庁の原案を承認しました。

2番目としまして、さわら瀬戸内海系群に係る委員会指示です。

さわらの瀬戸内海系群については、過去から20年来、広域的な資源管理を行っているところです。

具体的には、小さなものを獲らないように大きな目合いで操業しましょうよとか灘ごとに産卵期、回遊期については、獲らない期間を設けましょうということです。

こちらの方も例年どおりの内容でございまして、原案どおり承認したところです。

その他、水産庁から令和5年度の資源管理関係予算について説明がありました。

報告は以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、報告事項エ「令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連

合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記

続きまして資料の45ページをお開きください。

令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果についてご報告します。

令和5年2月に柳井市に於いて開催されております。

出席者は、委員12名中9名でございまして、当海区からは森友会長、梅田副会長、小田委員、内藤委員、市川委員にご出席いただいております。

(4)の議題と審議結果でございますが、議案としては一つでございます。令和5年度における各種漁業の入漁調整についてでございます。

こちらについては、原案どおり底びきやはえ縄などの相互入漁が承認されています。

議案の中で愛媛県籍の潜水器密漁船が話題に上っておりまして、愛媛県行政から令和4年度も例年どおりの取締体制を展開したとの報告がありました。

本県の委員からはA I Sの設置や立入検査の実施を要請しましたが、前向きな回答はありませんでした。

また、本県はえ縄と愛媛県小底との操業調整に関しても話題に上がっておりまして、愛媛側が決めております12月の土曜日の操業自粛というのが遵守されておらず、本県委員から言及したところ、改めて周知をしたとの回答がありました。

また、本県の委員から3月までの自粛期間の延長を求めています。本人の了解がなければ難しいということで協力要請しかできないということでした。

さらに本県はえ縄の宇和海への入漁に関しても話が出まして、愛媛県の委員から宇和海では山口県からの一方入漁であり本音としては入漁を0にしてもらいたい。他県は、1代船主制になっている。

現在、山口県から実績のある6隻については、止むを得ないという意見がだされておりました。来年度の入漁までに行政間で取り扱いを協議することになっています。

下には参考として連調委の概要を記載しています。

46ページには、両県の入漁隻数及び協定の参考図を記載しています。

報告は以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

ないようですので、続いて、報告事項オ「令和5年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について

て」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記

続きまして47ページで報告します。

こちらの操業調整については、平成22年に周防灘三県共通海域におきまして本県小底と姫島たこつぼとの間で漁場競合が生じました。

それ以降、毎年、河内山委員が主体となって姫島と操業調整を実施していただいているものです。

今年度の操業調整ですが、先月から今月上旬にかけて河内山委員が姫島の運営委員長と調整をされています。

結果としましては、従前から姫島と交わしております申し合わせ「山口県底びき漁業者と姫島たこつぼ漁業者の操業調整について」を一部修正した内容で妥結しました。

関係する光熊毛地区や宇部地区の漁業者については、事前に意見確認した上で河内山委員が姫島と交渉するとともに、事後に申し合わせを周知しております。

今回の主な交渉内容ですが、まず1点目としましては、昨年度の申し合わせ内容に含まれていた「姫島からの要望事項（共通海域の西側では自由に操業させてほしい等）」の削除を求め、姫島が了承。

2点目としましては、本県小底の制限区域であっても姫島たこつぼが無い場合は操業可能であることを確認しまして、姫島が了承しております。

こちらは、明文化まで至っていません。口頭での確認となっています。

3点目が最も本県側に設置するたこつぼの浮標には、大きな黒旗やポイポイ灯の設置を求め、姫島が了承したということです。

こちらは、既に明文化済みの内容ですが、遵守されていないため徹底を要請したものです。

(4)の今後についてですが、今漁期の遵守状況を見極め、必要に応じて今秋開催の方向で検討している「山口県と大分県姫島の漁業者交流会」で意見交換することを考えています。

資料の48ページには今説明した今年度のバージョンの申し合わせと参考図を添付しています。

以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

河内山委員お疲れでございました。

以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局なにかありますか。

折角の機会ですので皆様なにかありますか。

ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(14 : 57 終了)